

## 1 事業名

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和 3 年 8 月に人事院が公表した国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、不妊治療のための休暇の新設並びに会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の要件の緩和を行うとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」との均衡を図るものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第21号 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第1条関係）

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(12) 略

(12)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

(13)～(21) 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(12) 略

(13)～(21) 略

◎所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7)・(1) 略

イ・ウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(4)・(5) 略

イ・ウ 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げ

る職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 略

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2. 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならぬ。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

る職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 略